

諮問日：令和元年8月19日（令和元年度（最情）諮問第30号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第77号）

件名：司法修習生の組の数等を決定した際の文書の開示判断に関する件（文書の  
特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「72期司法修習生の組及び実務修習地につき、組の数を決めた上で、京都修習と大津修習を一緒にしたり、神戸修習と奈良修習を一緒にしたりすることを決定した際の文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「第72期教官担当表」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書以外にも、本件開示申出文書に該当する文書が存在すると思われる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書を「第72期司法修習生の組及び実務修習地について、組の数、実務修習地の組み合わせを決定した文書」と整理したところ、組の数や各組の実務修習地の組み合わせについては、「第二部の研修の企画その他の重要な事項」として教官会議の議を経なければならないこととされている（司法

研修所規程4条2項ただし書)。第72期司法修習生の組の数、各組の実務修習地及びその担当教官については、平成30年10月12日の教官会議において決定されたところ、本件開示文書はその際に作成された文書であり、対象文書に該当するが、上記決定に際しては本件開示文書を作成することで必要十分であり、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、第72期司法修習生の組の数及び各組の実務修習地の組み合わせについては、各組の担当教官と併せて、平成30年10月12日の教官会議において決定されたところ、同決定に際しては本件開示文書を作成することで必要かつ十分であって、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成し又は取得していないとのことである。司法研修所規程4条2項は、第二部（司法修習生の修習）の研修の企画その他の重要な事項を定めるには教官会議の議を経なければならない旨規定していること、本件開示文書には「教官会議資料3」という表示があり、第72期司法修習生の組の数と各組の実務修習地の組み合わせ、各組の担当教官がすべて記載されていることを踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に

該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委      員            久   保            潔

委      員            門   口   正   人